

地方分権改革のこれまでの成果

第1次地方分権改革

地方分権一括法の概要(H11.7成立、H12.4施行 475本の法律を一括して改正)等

- 機関委任事務制度(知事や市町村長を国の機関と構成して国の事務を処理させる仕組み)の廃止と事務の再構成
- 国の関与の新しいルールの創設(国の関与の法定化等)
- 権限移譲 例:農地転用(2~4ha)の許可権限(国→都道府県)

等

第2次地方分権改革

項目	成果
地方に対する規制緩和 (義務付け・枠付けの見直し)	見直すべきとされた1,316条項に対し、975条項を見直し(74%)※
国から地方への事務・権限の移譲等	検討対象とされた96事項に対し、66事項を見直し(69%)※
都道府県から市町村への 事務・権限の移譲等	検討対象とされた169事項に対し、113事項を見直し(67%)※
国と地方の協議の場の法制化	国と地方の協議の場に関する法律の成立(H23.4)

※第1次一括法から第4次一括法等により対処